湘南アマデウス合奏団規約 第4版

第一章　総則

第１条（名称）
本団は湘南アマデウス合奏団（以下合奏団）と称する。

第２条（設立趣旨）
本合奏団は合奏に情熱をもつ音楽愛好家を構成員とし、合奏技術水準の高揚の場を醸成し合奏の妙味を追求していくことを目指す。

第二章　目的・事業

第３条　（目的）
本合奏団はモーツアルト曲を中心とした演奏活動を通じ設立趣旨の実現を目指し、団員相互の親睦を図ると共に地域の音楽文化の振興に貢献することを目的とする。

第４条　（事業）
本合奏団は前条の目的を達成するために以下の事業を行う。
（１）　定期的練習
（２）　演奏会の開催
（３）　湘南アマデウス合唱団と連携した演奏会の開催等
（４）　各種音楽団体との連絡提携、行事への参加
（５）　その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第三章　団員

第５条　（資格・役割）
本合奏団の団員は本合奏団の設立趣旨及び目的に賛同し、即ちモーツアルト及びモーツアルトに代表される古典音楽を主体に演奏しようとする音楽愛好家により構成される。
団員は団の目的を達成する為にそれぞれ運営面での役割を分担する。
尚、団運営に必要な経費は第 10 条で定める団員による団費や演奏会参加費等負担金の拠出により賄われ、全団員が負担するものとする。
但し、団の趣旨に賛同するプロ音楽家及び同等レベルの演奏家の団員については、幹事会の決定により団費や負担金を減免することができる。

第６条　（入団）
新たに団員となるにはオーディション等所定の手続きを経て、当該パート責任者の推薦に基づき、幹事会の承認を得て入団する。

第７条　（退団）
退団する団員はその旨団長に申し出る。

第８条　（休団と復団）
半年以上を目安として長期間出席できない団員は団長に申し出て休団するこができる。
休団期間は最長２年を目処とし、これを超えた場合は一旦退団するものとする。
休団者は団長に申し出て、復団する。
団長は、休団開始月、復団月を幹事会及び会計に伝達し、団費の徴収等に反映する。

第９条　（資格喪失）
団員は以下の理由により団員の資格を失う。
（１）　退団の申し出があったとき
（２）　以下の場合で運営委員会が決定したとき
　　a）　無断で欠席が継続した場合
　　b）　著しく団費を滞納した場合
　　c）　その他団員としてふさわしくない行為があった場合

第１０条　（団費・負担金等）
（１）団員は運営委員会が定める細則に従い団費を毎月納めなくてはならない。
（２）団員は団費の他に、運営委員会が定める細則ないし運営委員会の決定に従い、演奏会参加費等負担金を納める。
（３）団費、負担金等の徴収管理は会計が行う。

第１１条　（休団者の団費）
休団中の団員は、団費を免除する。

第四章　役員等

第１２条　（役員）
本合奏団に以下の役員を置く。
（１）　団長・・・・１名
（２）　副団長・・・１名

（３） 運営委員・・・必要名
（４） 監事・・・・・１名
（５） 必要に応じ、顧問その他の職をおくことができる。

第１３条　（指揮者）
本合奏団は常任指揮者を置く。但し客演指揮者を招くことができる。
指揮者は副指揮者を推薦することができる。
指揮者が参加しない定期的練習においては、指導者を選定して指導を受ける。
常任指揮者は運営委員会と密接に連絡をとるとともに演奏に関することを総括し必要に応じ委員会に出席し助言することができる。

第１４条　（役員の選出方法）
運営委員は前年度の運営委員会が団員の中から新年度運営委員候補を審議選定し、定時総会において選出する。
団長及び副団長は運営委員の互選とする。原則として定時総会の前に開催される運営委員会において、前年度の運営委員（但し新年度の運営委員候補とならなかった者を除く）及び新たに運営委員候補とされた団員による互選とする。
監事は運営委員会にて運営委員でない団員の中から指名し、総会の承認を得て選出する。
運営委員会は、必要ある時は定時総会を経ることなく団員の中から運営委員を選出することができる。この場合、次の総会で追認を受けなければならない。
第１２条（５）顧問その他は運営委員会が選定する。
役員が退団ないし休団する場合は、役員を退任する。

第１５条　（団長等の職務）
団長は本合奏団を代表し団務運営を総括する。
副団長は団長を補佐し、団長不在の場合はその職務を代行するものとする。
運営委員は運営委員会を組織し、本合奏団の練習・演奏等運営に関し総括する。
監事は本合奏団の団務および会計を監査する。

第１６条　（幹事会）
（１） 幹事会は団長、副団長及び総務責任者から構成される。
（２） 幹事会は、総会で承認された事業計画、予算に基づき、経常的な団の業務運営や方針を協議の上決定する執行機関である。
（３） 各役員の権限を越える契約締結及び必要な支払につき、幹事会の多数決により承認し、また団の事業を実施するための経常的な諸決定を行う。
（４） やむを得ず総会で承認された事業計画、予算と異なる事業の実施や支払いを行う

必要がある時は、運営委員の賛同を得た上で実施し、次の総会で追認を得る。

（５）　幹事会は必要に応じ、他の運営委員や顧問の意見を聞くことができる。

第１７条　（パート責任者）

（１）　パート責任者は各パートの団員の互選で選定し、団員に周知する。任期は特に定めないが、交代した場合は都度団員に周知する。

（２）　各パート責任者は他のパート責任者と協力しながら幹事会と連携の上、パート毎のとりまとめ、練習出欠や演奏会参加者の管理、エキストラの選定と条件交渉等を行う。

（３）　（１）にかかわらずバイオリンのパート責任者はコンサートマスターが兼務し、バイオリンパートの副責任者を任命することができる。

第１８条　（任期）

団長・副団長・運営委員の任期は定時総会までの１年とし再任を妨げない。

常任指揮者はその任期について特に定めない。

監事は選任の時から決算期に関する定時総会終了の時までとし、再任を妨げない。

第五章　会議

第19条　（会議）

会議は総会と運営委員会によるものとする。

第２０条　（総会）

総会は本規約に定める事項並びに組織・運営に関する基本的事項を審議し、本合奏団の最高意思決定機関である。

定時総会は毎年１回会計年度の末日から２カ月以内に団長が招集する。尚、団員過半数の要求又は運営委員会の決議があった時、臨時総会を招集する。

総会は休団者を除く団員現在数の過半数をもって成立し、出席者の過半数で可決する。可否同数の際は議長が可否を判断する。

議長は団長が仮議長となり出席者の承認を得て選出する。

議事録は総務が作成し、運営委員及び発言者の確認を経て正文とし、団員に開示すると共に、これを保管する。

第２１条（運営委員会）

運営委員会（本条では以下、委員会と称す）は、定時総会の原則として２週間前以内、及び団長が必要と認める場合、団長がこれを招集する。運営委員の過半数の要求があった

時、これを招集する。
委員会の議長は団長が行う。
委員会は団長・副団長及びその他全ての運営委員によって構成し、本合奏団の運営の具体化に関し総括し楽事に関する諸問題を含め審議議決し、実行する。
総務は正副団長及び報告予定の運営委員他とすり合わせの上委員会並びに総会の議案を準備する。
委員会は委員の過半数をもって成立し、出席者の過半数で議決する。可否同数の際は議長が可否を判断する。
やむを得ない場合、団長は委員会をリモート会議で、或いはＥメール・グループメール等を用いた持ち回り方式で開催することができる。
運営委員は互選により下記の役割を分担し重任を妨げない。
各役割の担当者は、委員会で決議し、総会に報告する。各役割を担当する運営委員は団員の中から、運営委員であるか否かにかかわらず運営委員会に報告の上、補助者をおくことができる。
期中の運営委員並びに担当の異動は委員会の決議のみで行うことができるが、結果を必要に応じ団員に伝達する。
議事録は総務が作成し各委員の内容確認を経たものを正文とし、団員に開示すると共に、これを保管する。

（１） 会計
（２） 広報
（３） 総務
（４） 合唱団連携
湘南アマデウス合唱団との合同演奏会開催等にかかる渉外
（５） コンサートマスター
演奏活動に於いて団員を代表し演奏技術に関する業務、曲目の選定を含む楽事上の諸問題を総括、1st・2ndバイオリンの編成の決定
（６） 第１７条（３）に基づきコンサートマスターが任命する副責任者
（７） 選曲委員
団の目的、演奏技術水準と楽器構成を勘案、また団員の希望を広く聴取し、各パート責任者とすり合わせの上、演奏曲目を選定し幹事会に推薦する。
（８） インスペクター
練習計画の作成調整、練習会場の設定、指揮者との連絡等、円滑な演奏に必要な事項の業務を総括。
（９） ライブラリアン
決定された曲目について速やかな楽譜の調達。楽譜に関する管理。

（１０） ステージマネジャー

演奏会当日及び GP の進行全般をつかさどる。合唱団との合同演奏会では、合唱団のステージマネジャーと協働して行う。

（１１） 監事

議決権をもたないが、監事として団の運営につき意見を述べ、また監査の結果等を報告する。

（１２） 顧問

議決権をもたないが、団の運営につき意見を述べることができる。委員会は選定に当たり、特定の役割を委嘱することができる。

第２２条　（付議事項）

総会及び運営委員会で決する事項は以下の通り。

（１） 事業計画及び実施に関すること。

（２） 予算及び決算に関すること。

（３） 本規約の改定に関すること。

（４） 団長、副団長の選出に関すること。（本規約第 14 条　運営委員会専決事項）

（５） 細則の制定（本規約第 10 条　運営委員会の専決事項）

（６） 事業計画、予算にない事業及び支出の事前承認（運営委員会）及び追認（総会）。

（７） 運営委員の選出（第 14 条　総会の決議事項）

（８） その他、重要な事項。

（９） （４）、（５）以外の事項は運営委員会で審議決議の後、総会の承認を得る。

第六章　会計

第２３条　（経理）

本合奏団の経費は団費・負担金その他の収入により充当する。

第２４条　（会計担当）

（１）支払の執行、及び収入の管理は会計担当が行う。

（２）会計担当は、団員による支払依頼を受けた場合、その内容が予算、事業計画に則り、権限に基づく依頼であることを証憑等により確認の上支払いを執行する。

（３）支払いの可否に不明な点がある場合は、幹事会ないし関連する運営委員に意見を求め、必要あれば、幹事会の承認を求め、その記録を保管する。

（４）支払いの名目を請求書、領収書等で確認し、保存し、会計監査時に提出する。

（５）詳細は運営委員会が定める細則に従う。

第２５条　（決算の承認）
本合奏団の年次決算報告は会計担当が作成し、監事が実施した会計監査結果を付し、運営委員会の審議を経た上で、総会で審議の上承認を得る。
決算説明は団長が行うが、団長が会計担当に委嘱することができる。
事業計画、予算にない事業及び支出があった時は、明示の上、総会の追認を求める。
監事は、監査結果を報告する。

第２６条　（会計年度）
本合奏団の会計年度は１月１日に始まり１２月３１日に終了する。

第七章　付則

第２７条　（細則）
本規約の施行に必要とされる事項は、別に運営委員会がこれを定める。

第２８条　（連絡先）
本合奏団の連絡先は団長宅とする。

第２９条　（施行）
本規約は　１９９６年10月２日から施行する。
　　１９９７年２月16日　一部改定　即日施行する。
　　第３版１９９９年２月21日　一部改定　即日施行する。
　　第４版２０２４年２月18日　一部改定、即日施行する。